



発行 東京都

目次

18

規則（教）

- 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則……………一
- 東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教育相談センター処務規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都立図書館処務規則の一部を改正する規則……………二

規則（教）

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六号

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則

東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条第三項中「教育長」を「東京都教育委員会教育長（以下「教育長」とい

う。）」に改める。

第四条第十項中「係の事務又は」を削る。

第五条の表地域教育支援部の部義務教育課の項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七号

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育庁出張所設置等に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条第一項中「教育長」を「東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、同条第三項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第七条の二を第七条とする。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八号

東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育事務所設置等に関する規則（昭和四十六年東京都教育委員会規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第四条の表管理課の項第八号中「小中学校」の下に「(小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。)」を加える。

第六条第六項中「係の事務又は」を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第九号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則(平成十八年東京都教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第四条の表管理課の項第七号中「教育長」を「東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」に改める。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十号

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則

東京都教職員研修センター処務規則(平成十三年東京都教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第五条第一項中「教育長」を「東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」に改め、同条第六項中「係の事務又は」を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都教育相談センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十一号

東京都教育相談センター処務規則の一部を改正する規則

東京都教育相談センター処務規則(平成十三年東京都教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

第四条第一項中「教育長」を「東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」に改め、同条第四項中「係の事務又は」を削り、同条を第三条とし、第五条を

第四条とし、第六条を第五条とし、第六条の二を第六条とする。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立図書館処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十二号

東京都立図書館処務規則の一部を改正する規則

東京都立図書館処務規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第五条第一項中「教育長」を「東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、同条第四項中「係の事務又は」を削る。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

第十四条中「係の事務又は」を削り、同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十五条の二を第十五条とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001